

令和8年度事業計画

青森県は、昨年末の本県東方沖地震により大きな被害を受けました。また、その後に発表された後発地震注意情報は、巨大地震への備えが喫緊の課題であることが強く認識されました。また、県内では記録的な大雪に見舞われ、各地で生活・交通・産業に深刻な影響が発生しました。

頻発する災害により、災害対応や除雪などに尽力している地域建設業の重要性が改めて浮き彫りとなったことから、地域を守る建設業者が今後も地域の守り手として各地域で存続していける環境を県や市町村など行政と協会が一緒になって取り組んでいかなければならない時期にきているのではないのでしょうか。

現在、地域建設業は、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性の向上が急務となっており、また、社会的責務とされる賃上げへの対応や資機材価格の高騰などへの対応も課題となっております。

このような諸課題に対応し、地域の守り手としての社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定した経営を確保する必要があります。

このためには、安定的・持続的な公共事業の確保が必要です。令和8年度における県の県土整備部所管公共事業関係予算は約630億円と5%の増となっているものの、災害等を除く一般公共事業費は2%減となっており、資材価格の高騰が続く現状では、インフラ整備の遅れにつながるものと懸念されます。そのため、社会資本の整備が遅れている青森県にあつては、これまでの防災・減災、国土強靱化の各種取組を計画的かつ着実に推進させるとともに、改正国土強靱化基本法に基づく実施中期計画の策定により、継続的かつ安定的に国土強靱化の取り組みを進めていくことが強く求められます。

また、県では、ゼロ債務負担行為や繰越明許費の設定、繰越承認時期の前倒しなどにより施工時期の平準化を進めていますが、依然として年度当初の稼働量が少ない状況にあり、今後も施工時期の平準化の推進について、県に働きかけていく必要があります。

昨年の八戸の地震被害や大雪での除雪作業への地元建設業の奮闘を見るまでもなく、地域建設業は「地域の守り手」としてなくてはならない存在となっております。地域建設業が「地域の守り手」としての役割を将来にわたって担っていくために、施工時期の平準化、地域間格差の是正、地元企業への優先発注などの諸課題とともに、地域経済を支えるインフラ整備や老朽化対策など、将来にわたる本県の公共事業の確保について、国や県及び国会議員などとの意見交換や提言・要望活動などを行なって参ります。

さらに、近年、地域建設業は、若年入職者の減少や高齢化の進行による極端な人手不足のなか、時間外上限規制への対応を迫られるなど厳しい経営環境にあり、このままでは存続が危ぶまれるような状況となっております。

今後、新たな担い手を確保し育成していくためには、中学生・高校生・大学生を対象とした各種事業の実施や、子供を含めた一般県民向けのイメージアップ事業、求職者に対する情報発信、併せて会員企業の人財育成のための新人社員研修や施工管理技士試験講習会など、各種研修・講習会を開催し、担い手確保・育成の取り組みを進めて参ります。

また、担い手確保に加えて、週休2日制の実施など労働環境の改善についても強く求められていることから、当協会においても国・県・市町村と共同で実施している「週休2日制普及促進 DAY」について、令和8年度も引き続き公共工事の土曜日休業を進めて参ります。併せて、生産性向上のための i-Construction などのDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進していく必要があることから、東北最大規模となる建設 DX 見本市の開催など会員のDXを推進するための取り組みを進めるとともに、工事情報共有システム(ASP)の提供や生産性の向上に資する情報も積極的に発信して参ります。

これらの施策を実施するため、青森県建設業協会は、青森県の建設業が将来にわたって発展し、建設業に携わる人々が誇りを持って仕事ができるよう、常置委員会や青年部の活動を通じて建設業の様々な課題の検討を行い、理事会等を適宜開催し状況を説明するとともに、本部と支部が一体となり、国や県等の行政機関、全国建設業協会、東北建設業協会連合会等関係機関や国会議員とも密接に連携して各種事業に取り組んで参ります。

1. 事業計画

(1) 会議

- (イ) 理事会（支部長会議を含む）は年8回以内
- (ロ) 評議員会は年2回以内
- (ハ) 監事会は年2回以内
- (ニ) 各種委員会は年3回以内

(2) 連絡協議、意見交換

- (イ) 国、県等の関係官公庁との連絡協議
- (ロ) 国、県等の関係官公庁との意見交換
- (ハ) (一社)全国建設業協会との連絡協議
- (ニ) (一社)東北建設業協会連合会との連絡協議

(ホ) 日本原燃(株)、電源開発(株)等との連絡協議

(3) 調査研究、提言及び要望

(イ) 働き方改革に基づく、働き方改革関連法の調査・研修等

(ロ) 週休2日制普及促進キャンペーンの実施及び促進のための調査、研修等

(ハ) 担い手三法に基づく事項の調査・研修等

(ニ) ICT施工など生産性の向上のための調査・研修等

(ホ) 若年建設労働者確保対策、雇用改善対策についての調査・研修及び事業の実施

(ヘ) 建設業イメージアップのための研究、研修及び事業の実施

(ト) 国、県等の関係官公庁への提言、要望の実施

(チ) その他建設業の課題に対する調査、研修等

(4) 研修、講習事業

(イ) 交通誘導員研修等の実施

(ロ) 新人社員研修等の実施

(ハ) ICT施工などのセミナー等の実施

(ニ) その他経営労務・技術向上に関わる研修及び協賛

2. 啓発指導、受託事業

(1) 関係団体、報道機関との情報交換

(2) 建設業退職金共済事業、法定外労災補償制度、前払保証事業、第三者賠償責任補償保険の加入促進活動及び受託事業の実施

(3) 建設業振興基金等の事業実施

(4) 工事情報共有システム（ASP）事業の実施

(5) 入職後フォローアップ研修等東日本建設業保証(株)の事業の実施

(6) 「土木系人材県内定着プロジェクト」に係るインターンシップ事業

(7) 「株式会社青森県建設会館」、「青森県公共工物品質確保安全施工協議会」、「青森県アスファルト合材協会」及び「青森県土木施工管理技士会」の事業受託

3. 栄典及び表彰関係

(1) 叙勲及び国家褒章並びに全国建設業協会等の表彰に関する事項

(2) 優良事業所及び優秀従業員、職員の表彰に関する事項

4. 建設系廃棄物マニフェストの頒布並びに関係資料の配布